5　広域系統整備交付金の交付の期間は、第一項の請求の日又は広域系統整備交付金の交付の対象となる電気工作物の使用を開始した日のいずれか遅い日の属する年度から当該電気工作物の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第一又は別表第二に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの期間とする。

（資金の貸付け）

第九条の二　法第二十八条の四十第一項第五号の三の規定による資金の貸付けは、当該資金の貸付けを受けようとする法第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者（以下単に「認定整備等事業者」という。）からの請求により行うものとする。

2　法第二十八条の四十第一項第五号の三の規定により貸し付ける資金（次項において「貸付金」という。）の額は、法第二十八条の五十第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金の額として、当該資金の貸付けを受けようとする認定整備等事業者から報告を受けた額及び貸付金の財源に充てるべき額として経済産業大臣が定める方法により配分した額を基礎として、前項の請求に応じて定めるものとする。

3　推進機関は、法第二十八条の四十第一項第五号の三の規定による資金の貸付けをしようとするときは、あらかじめ、当該貸付けをする貸付金の額及び利子、償還期間その他の貸付けの条件について、経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。

（広域系統整備計画の評価）

第十七条の二　推進機関は、電気事業の広域的運営を推進するために特に必要な電線路その他の変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新の円滑かつ経済的な実施を確保するため、広域系統整備計画の策定時期並びに当該計画に係る整備及び更新の進捗状況を勘案して適切な時期に、広域系統整備計画の内容について、法第二十八条の四十八第四項各号に掲げる観点から評価を行い、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

2　推進機関は、前項の評価の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、法第二十八条の四十八第三項の規定により広域系統整備計画の変更の届出を行うものとする。

3　推進機関は、広域系統整備交付金の交付の対象となる電気工作物の使用を開始した日の属する年度から当該電気工作物の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第一又は別表第二に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、広域系統整備交付金を交付しなければならない。

（新設）

様式第八を次のように改める。

様式第八　削除

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○国税庁告示第二十三号

国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成二十八年国税庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和八年八月十四日　国税庁長官　青木　孝徳

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［一～六十五の三　略］	［同上］
六十六　租税特別措置法第七十条の七第三項第十二号（同法第七十条の七の五第三項又は租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の七の八第二十七項第二号において準用する場合を含む。）の規定により提出する届出書	六十六　租税特別措置法第七十条の七第三項第十二号（同法第七十条の七の五第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出する届出書
六十七　租税特別措置法第七十条の七の二第三項第十二号（同法第七十条の七の四第三項、第七十条の七の六第三項若しくは第七十条の七の八第三項又は租税特別措置法施行令第四十条の七の十第二十五項第二号において準用する場合を含む。）の規定により提出する届出書	六十七　租税特別措置法第七十条の七の二第三項第十二号（同法第七十条の七の四第三項、第七十条の七の六第三項又は第七十条の七の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出する届出書
［六十八・六十九　略］	［同上］
七十　租税特別措置法施行令第十八条の七第九項の規定により提出する書類	七十　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十八条の七第九項の規定により提出する書類